**資料１　男女共同参画社会に関する府民意識調査について（平成３１年度実施予定）**

**１調査概要**

　・次期おおさか男女共同参画プラン（２０２１－２０２５）策定にあたり、府民の男女平等意識や、府民が直面している諸問題、ニーズ等を把握するため、意識調査を実施する。

（プラン策定、改訂に合わせて、５年毎に実施。民間調査会社へ調査の実施、分析及び調査報告書の作成を委託。）

　・調査期間は平成３１年６月から１２月末までを予定

**２大阪府における過去の意識調査の課題**

**①回収率が低い（Ｈ２６：３４．２％、Ｈ２１：３４．０％）**

　⇒特に２０代の回収率が７．１％と全世代で最も低い。ネット環境のない人も含め、幅広い世代が回答しやすい方法である必要がある。

**②外国人も含め、１回の調査で府民全体の意識を調査する必要がある**

　⇒選挙人名簿から抽出すると、調査対象が日本国籍の人だけに限定される。

　　⇒前回は、府民男女、外国人、20代～40代男性を対象とする調査を３回実施しているが、別々の調査として実施すると一体的な結果分析ができないというデメリットがある。

**課題を踏まえ、調査手法を変更**

**３過去の調査からの変更点**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **今回調査（H31）** |  | **前回（H26）** | **前々回（H21）** | **変更理由** |
| **対象** | 満１８歳以上の男女府民 | ①満２０歳以上の男女府民②外国人、③20～40代男性 | 満２０歳以上の男女府民 | ・平成２８年６月１９日に改正公職選挙法が施行。選挙権年齢等が満１８歳以上へ引下げられた。・前回調査の回収率及び当時の審議会での意見を踏まえ、若年層の回答率を上げる工夫が必要。 |
| **サンプル数** | ２，８００ | ①２，０００（回収率３４．２％）②５０、③２，０００ | ２，０００（外国人５１）（回収率３４．０％） | ・本調査のように母集団が十分に大きい場合、信頼水準を９５％、標本誤差を±３％に設定すると、統計上必要なサンプル数は１，１１１。・過去の回収率（約３４％）を踏まえつつ、ＷＥＢ回答による回収率増を見込み、回収率４０％と想定すると、２,８００人へ調査票を送付する必要がある。 |
| **手法** | 郵送（回答は郵送かWEBか選択） | ①②郵送③WEB | 郵送（回答も郵送） | ・前回までは郵送により調査を実施していたが、若年層の回答率が特に低く、当時の審議会でも、今後若年層の回答率を上げる工夫が必要である旨の指摘があったことから、若年層が回答しやすいＷＥＢ回答（パソコン、スマートフォン、タブレットによる回答）が可能な方法とする。・一方で、ＷＥＢ回答が可能な環境にない人も多いため、郵送による回答も可能とする必要がある。・以上により、調査票の発送は郵送、回答は回答者が郵送かＷＥＢかを選択できる方法とする。 |
| **抽出台帳** | 住民基本台帳 | ①選挙人名簿②③WEB登録者 | 選挙人名簿及び外国人登録原票 | ・前々回は外国人登録制度が存続していたため、登録原票から抽出できたが、平成２４年に制度廃止。・前回は選挙人名簿から抽出し、外国人については別途調査を実施。　⇒別途調査としたため、単独での分析しかできず、平成２９年度に苦情処理委員会への申出に発展。・今回は、当初から外国人も含めた調査とするため、住民基本台帳から抽出する。 |
| **抽出法** | 層化二段無作為抽出法 | ①層化二段無作為抽出法②③WEB登録者 | 層化二段無作為抽出法及び等間隔抽出法 | ・層化：・府内市町村を８地域に分類。（大阪市・三島・豊能・北河内・中河内・南河内・泉北・泉南）・「人口100万人以上の市」「人口30万以上100万未満の市」など、人口規模別に分類。・二段：まず、国勢調査の調査区「調査地点」を無作為に抽出し、次に住民基本台帳から個人を抽出。 |
| **設問数** | **前回調査の設問に、****５問程度を追加予定** | 1. ４５問

（回答者の属性に関する質問１０問を含む）②３０問、③３５問 | ４１問（回答者の属性に関する質問９問を含む） | 設問数、内容は、部会で検討（国や他の自治体の調査、前回調査からの社会情勢の変化等を踏まえ検討）①回答者の属性に関する項目（１０問）：性別、年代、職業、世帯構成、居住形態、居住年数など②男女共同参画に関する項目（３５問）：男女の地位の平等、役割分担、職業生活についてなど③新規項目 |

**４今後のスケジュール**

　平成３１年３月　　　　　部会において調査項目、内容の検討　⇒部会結果を委員長及び審議会委員へ報告

　　　　　　４～５月　　　事務局において調査票（案）を作成し、全審議会委員へメール等で意見聴取　⇒調査票の確定

　　　　　　６月～１２月　調査の実施　⇒１月以降、調査結果を審議会で報告